独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	横浜丸魚株式会社		コード	8045
提出日	2021/6/7	異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	第85回定時株主総会第2号議案の決議をもって就任される青井俊夫氏を独立役員に指定致します。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	鯉沼　一光	社外監査役								○							新任	
2	牛嶋　素一	社外監査役	○										△					有
3	青井　俊夫	社外取締役	○										△				新任	有
4	堀　　晶子	社外取締役	○													○		有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	当社の主要な取引先であるマルハニチロ株式会社の業務執行者であります。	
2	当社のメインバンクである横浜銀行の取締役に就任しておりましたが、既に退任して10年以上が経過しておりますので、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	過去にメインバンクの取締役に就任しておりましたが、既に退任して10年以上が経過しており、独立役員対象者と当社との関係は独立性が確保され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定致しました。
3	当社のメインバンクである横浜銀行の取締役に就任しておりましたが、既に退任して10年が経過しておりますので、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	過去にメインバンクの取締役に就任しておりましたが、既に退任して10年が経過しており、独立役員対象者と当社との関係は独立性が確保され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定致しました。
4		過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたい為であります。独立役員対象者と当社との関係は独立性が確保され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定致しました。
5		

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。